

# 静岡県立大学はばたき寄金運営委員会規約

## 第1章 総則

### (趣旨)

第1条 この規約は、静岡県立大学はばたき寄金運営委員会（以下「委員会」という。）の組織その他必要な事項を定めるものとする。

### (事務局)

第2条 委員会の事務局は、静岡市駿河区谷田52番1号静岡県立大学内に置く。

### (目的)

第3条 委員会は、本学の学生・大学院生又は教職員のために創設された「静岡県立大学はばたき寄金」（以下「寄金」という。）を円滑に運用し、もって本学のさらなる発展に寄与することを目的とする。

### (所掌事務)

第4条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 事業計画に関すること。
- (2) 寄金の管理に関すること。
- (3) 広報に関すること。
- (4) その他必要と認める業務

## 第2章 組織

### (組織)

第5条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学生部長
- (2) 各学部から1名
- (3) 広報・企画室長
- (4) 学生室長
- (5) その他委員長が指名する者

### (委員長)

第6条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、学生部長をもってこれに充てる。
- 3 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 4 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

### (監事)

第7条 委員会に監事2名を置く。

- (1) 監事は、委員長が指名する。
- (2) 監事は、会計、会務を監査する。

(委員及び監事の任期)

第8条 第5条第2号の委員及び第7条の監事の任期は2年とする。ただし、補欠の委員及び監事の任期は前任者の残任期間とする。

2 前項の委員及び監事は再任されることができる。

### 第3章 会議

(会議)

第9条 委員会の会議は、委員長が召集し、その議長となる。

2 会議は定例会及び臨時会とする。

3 臨時会は委員長が必要と認めたときに開催する。

(定足数)

第10条 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

(議決)

第11条 委員会の議決は、会議に出席した委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の出席)

第12条 委員会は、必要に応じ委員以外の者を会議に出席させ、説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(庶務)

第13条 委員会の庶務は、大学事務局において処理する。

(委任)

第14条 この規約に定めるもののほか、寄金の運用に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。

附 則

この規約は、平成10年1月23日から施行する。

附 則

この規約は、平成13年4月24日から施行する。

附 則

この規約は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。